

有限会社 稚内グリーンファクトリー「(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年6月1日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書について、有限会社 稚内グリーンファクトリーに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道増毛郡増毛町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大190,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年	6月26日
環境大臣意見受理	平成29年	9月7日
経済産業大臣意見発出	平成29年	9月21日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年	12月6日
住民意見の概要等受理	平成30年	2月22日
北海道知事意見受理	平成30年	4月6日
経済産業大臣勧告発出	平成30年	6月1日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742(直通)

有限会社 稚内グリーンファクトリー「(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書では、動物調査の調査ルートが土地改変の可能性がる区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。
2. 植生調査の時期を夏季から秋季に1回としているが、地点の状況、植生の状況等に応じて植生の状況を適切にできる調査時期を設定すること。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)